

# 試訳・フランス消費者倒産処理法

町村 泰貴

## はじめに

本稿はフランスの消費者法典 Code de la consommation<sup>1)</sup>のうち、消費者倒産処理に関する部分を翻訳するものである。

消費者法典は、様々な個別立法として散在していた消費者保護に関する法規定を体系化するために1993年に制定された。その内容は既存の法律を文字どおり法典化 codifier するにとどまって、消費者倒産についても1989年のいわゆるネイエルツ法をほぼそのままの形で組み込んでいた。その後、1991年の民事執行手続法による執行裁判官創設に伴う改正を経て、1995年にはネイエルツ法の運用をふまえた重要な改正が施され、その適用のためのデクレも同年に施行された。

これら消費者倒産処理に関するフランスの法令を列挙するならば、次のようになる。

- Loi n°89-1010 du 31 décembre 1989 relative à la prévention et au traitement des difficultés liées au surendettement des particuliers et des familles [いわゆるネイエルツ法]

---

1) Code de la consommation という語は直訳すれば「消費法典」となろうが、日本語としてはいささかすわりが悪い感がする。わが国の法律用語としては消費者保護法、もしくは消費者法という言葉が一般的である。「消費者保護法典」とすることも考えられたが、「保護」という語が余計な含意を伴う。そこで平野裕之「フランス消費者法典草案」法律論叢64巻5=6号221頁以下に従い、本文のごとく訳した。

- Décret n° 90-175 du 21 février 1990 relatif à l'application du titre 1<sup>er</sup> de la loi n° 89-1010 du 31 décembre 1989 relative à la prévention et au traitement des difficultés liées au surendettement des particuliers et des familles [ネイエルツ法適用デクレ]
- Loi n° 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution [民事執行手続法]
- Décret n° 92-755 du 31 juillet 1992 instituant de nouvelles règles relatives aux procédures civiles d'exécution pour l'application de la loi n° 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution [民事執行手続法適用デクレ]
- Loi n° 93-949 du 26 juillet 1993 relative au code de la consommation (partie Législative) [消費者法典 (法律部) 制定法]
- Loi n° 95-125 du 8 février 1995 relative à l'organisation des juridictions et à la procédure civile, pénale et administrative [司法改革のための法律：消費者倒産については第27条より第33条]
- Décret n° 95-660 du 9 mai 1995 relatif à la procédure de traitement des situations de surendettement des particuliers pris en application du titre III du livre III du Code de la consommation [1995年改正による消費者倒産処理法の適用デクレ]

1995年改正前のフランス消費者倒産処理手続については、わが国で既にいくつかの紹介および検討がなされている<sup>2)</sup>。本稿では1995年改正をめぐる議論の検討を行うために、その準備として、1995年改正後の消費者法典第3巻第3編の条

---

2) 紹介としては、西沢宗英「フランスの消費者倒産立法について」杏林社会科学研究第9巻1号1頁(1992)、同「フランス消費者倒産法における「誠意のある (de bonne foi)」債務者の概念」中野貞一郎・石川明編『民事手続法の改革』(1995, 信山社) 319頁以下、山本和彦「フランスにおける消費者倒産の処理と予防——いわゆるネイエルツ法の紹介を中心として——」法学57巻6号111頁(1994)。なお、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣・1995) 特に211頁以下も参照。

文を訳出し、改正前の規定との対照および1995年適用デクレの抄録を注釈として付加することとした<sup>3)</sup>。

翻訳は Journal officiel de la République française, Loi et Décret, 9 février 1995, pp.2175 et s. (1995年法律) および Gazette du Palais, 23 et 24 juin 1995, L. pp.809 et s. (1995年デクレ) を底本とした。

---

3) 注釈では、1995年改正前の消費者法典を「旧 L.33 - 条」と表記した。また1995年のデクレはDと略した。

## 消費者法典

### (目次)

第1巻 消費者の情報取得および契約の締結

第2巻 商品およびサービスの適合性および安全性

第3巻 負債

第1編 金融

第2編 債務整理の仲介業務

第3編 過重債務状態の処理 (本稿の対象)

第1章 個人の過重債務委員会の下での手続について

第2章 過重債務委員会の勧告措置に対する裁判官のコントロールについて

第3章 共通規定

第4巻 消費者団体

第5巻 諸組織

### 第3巻 負債

#### Endettement

#### 第3編 過重債務状態の処理

#### Traitement des situations de surendettement

第1章 個人の過重債務委員会の下での手続について

De la procédure devant la commission de surendettement des particuliers

Art.L.331-1 【委員会の組織】

- (1) 各県に少なくとも一つ、個人の過重債務委員会 *commission de surendettement des particuliers* を置く。
- (2) 委員会は、委員長として政府の県代表 *le représentant de l'Etat dans le département*, 副委員長として県会計官 *le trésorier-payeur général*, 事務局としてフランス銀行地方代表 *le représentant local de la Banque de France*, ならびに、フランス金融機関協会 *l'Association française des étab-*

lissements de créditおよび家族または消費者の団体 associations familiales ou de consommateurs の提案に基づき政府の県代表が選任した者二名により構成される。

[旧 L.331-1条1項および2項]

D.1条(1) 県令 arrêté préfectoral により、県委員会を複数設置し、それぞれの管轄を定めることができる。

(2) 事務局はフランス銀行の指定する場所に置かれる。

D.2条(1) 県長官 préfet の代行者。

(2) 県会計官の代行者。

(3) 県長官および県会計官のいないときの代行者による主宰。

D.3条 フランス銀行総裁による地方代表の指定。

D.4条(1) 県長官の県令による金融機関代表および消費者委員の指定は、更新可能な1年任期で行う。

(2) 3回連続欠席の場合の任命替え。

D.5条 定足数は4名、可否同数の場合は委員長決裁。

D.6条 海外県・海外領土の特則。

#### Art.L.331-2【手続開始要件】

委員会は、本章の定める条件の下で、自然人の過重債務状態 situation de surendettement des personnes physiques, すなわち誠実な債務者が業務外の債務で弁済期の到来したものおよび到来するもの dettes non professionnelles exigibles et à échoir のすべてを支払うことが明らかに不可能な状態を処理することを任務とする。

[旧 L.331-2条]

#### Art.L.331-3【手続開始請求, 負債状況書作成, 審尋, 調査権】

(1) 手続は債務者の請求により委員会の下に係属する。

(2) 委員会は請求者が L.331-2条の定める状態にあることを確認する。この点について委員会が下した決定に対する不服申立は、執行裁判官が管轄する。

(3) 委員会は債務者の負債状況書 l'état d'endettement を作成する。債務者は

積極財産および消極財産を委員会に申告しなければならない。

- (4) 委員会は聴取が有用と認められる者すべてを審尋することができる。
- (5) 委員会は債権者に対する公告 *appel* を公示させることができる。
- (6) 反対の規定に関わらず、委員会は、行政庁、金融機関、社会保障・社会保護機関、ならびに金融リスクおよび支払事故の集約機関 *services chargés de centraliser les risques bancaires et les incidents de paiement* から、債務者の状況、発展可能性ならびに進行中の合意に基づく調停手続 *procédure de conciliation amiable* に関して正確な情報を得られる資料すべてを伝達させることができる。
- (7) 地方公共団体および社会保障機関は、委員会の請求により、社会調査 *enquêtes sociales* を行う。

[旧 L.331-3条1項, 旧 L.331-4条, 旧 L.331-5条, 旧 L.332-2条]

D.7条 委員会の管轄は債務者の住所地による。

D.8条 執行裁判官の管轄は債務者の住所地による。ただし国外の債務者の場合は委員会の所在地による。

D.9条 債務者が署名し提出した申告書による開始請求で係属。記載事項は債務者の住所氏名、家族状況、収入、積極・消極財産の一覧、債権者の住所氏名。委員会は債務者および債権者に通常郵便にて係属を通知する。

D.10条(1) 委員会は請求の受理可能性を審査しなければならない。委員会は理由を付けて決定し、債務者および債権者に受領通知請求付書留郵便にて送達する。この手紙は、送達から15日以内に、委員会事務局宛の受領通知請求付書留郵便にて、執行裁判官への不服申立が可能であることを指摘する。

(2) 不服申立書の記載事項と委員会の記録送付

(3) 裁判官は両当事者を召喚し意見を聞いて裁判する。

(4) 裁判所書記は決定を当事者および委員会に通知する。

(5) 裁判官の決定に対しては控訴禁止。

D.11条(1) L.331-3条の公告は新聞紙上になされる。

(2) 公告費用の分担に合意が出来ない場合は委員会が執行裁判官に決定を求める。

D.12条 委員会またはその構成員による債権者および債務者の審尋。補佐を求めることが可能である旨を召喚状に明記する。

**Art.L.331-4【債権調査請求】**

委員会は、争いがある場合において、債権名義の効力および請求金額の確認を求めて、執行裁判官を係属させることができる。

[新設]

D.13条(1) 請求は通常郵便による。

(2) 請求には債務者および債権者の住所氏名職業、請求の対象と理由を記載し、調査に必要な書類を添附する。

(3) 委員会は債務者及び関係する債権者に係属を通知する。

D.14条(1) 債権調査は手続上の必要に応じ、委員会の任務遂行を可能にするために行われる。

(2) 有効性が認められなかった債権は手続から排除される。

D.15条 裁判官は両当事者の意見を聞いて決定する。この決定に対しては控訴禁止。

**Art.L.331-5【強制執行手続停止請求】**

(1) 委員会は扶養 alimentaire 債務以外の債務について、債務者に対して向けられた執行手続の停止のため執行裁判官を係属させることができる。

(2) 債務者の状況から必要な場合、裁判官は執行手続の仮の停止 suspension provisoire を言い渡す。この停止は委員会の下での手続期間中にのみ及び、一年を超えることはできない。

(3) 委員会が L.331-7条に定められた措置を勧告した場合、裁判官が L.332-1条の適用による執行力を付与するまで、あるいは裁判官が L.332-2条の適用により係属した場合は判決を下すまで、仮停止の期間は延長される。

(4) 執行手続の仮停止を命じる決定は、裁判官の許可ある場合を除き、債務者に対して、支払不能 insolvabilité を悪化させるあらゆる行為、扶養料債権以外で決定以前に発生した債権の全部または一部の弁済、以前に発生した債権の弁済をなすべき保証人を解放する désintéresser こと、および財産の通常管理 gestion normale 以外の処分行為を行うことを禁止する。；この決定はまた、保証および担保設定も禁止する。

## [旧 L.331-3条 3項]

D.16条(1) 強制執行仮停止請求は通常郵便により、執行裁判官書記に送付する。委員長の署名した請求書には債務者および執行債権者の住所氏名等を記載する。

(2) 債務者の収入概況表 *état sommaire des revenus*, 積極財産・消極財産一覧表 *relevé des éléments actifs et passifs de son patrimoine*, 負債表 *état de son endettement*, 執行手続の一覧表 *liste des procédures d'exécution en cours* を添付する。

D.17条(1) 執行停止命令は執行債権者および執行実施機関に受領通知請求付書留郵便にて送達する。

(2) 通知書には解除請求 *demande en rétractation* が可能なことを記載する。

(3) 仮停止決定および解除請求に対する決定は写を単純郵便にて委員会に送付し、委員会が債務者に通知する。

(4) 解除請求を認める決定は単純郵便にて、棄却する決定は受領通知請求付書留郵便にて、書記が請求債権者および執行実施機関に通知する。

(5) これらの命令に対しては控訴禁止。

**Art.L.331-6 【調停, 計画の内容】**

(1) 委員会は、債務者及び主要な債権者の同意に基づく更生計画協定 *plan conventionnel de redressement* 作成のため、当事者を調停する任務を負う。

(2) 計画は、債務弁済の猶予 *report* または再分割 *rééchelonnement*, 債務免除 *remise*, 利息の割引 *réduction* または削除 *suppression*, 長期債務への転換 *consolidation*, 担保の設定または入れ替えをその内容とすることができる。

(3) 計画は、債務弁済を可能ならしめる行為または保証する行為の債務者による実行を、これらの措置の条件とすることができる。また、支払不能を悪化させる行為を抑えることを条件とすることができる。

(4) 計画はその履行方法を定める。

## [旧 L.331-6条 1項, L.331-7条]

D.18条 更生計画協定は当事者が署名し、その写を当事者に送付する。

D.19条 更生計画協定は債務者が履行すべき義務につき催告 *mise en demeure* を受けてなお履行せず15日を経過した場合には当然に失効 *caduc* することを記



載する。

#### Art.L.331-7【更生措置の勧告】

(1) 委員会は調停の任務が失敗した場合、債務者の請求に基づき、当事者の見解を求めた上で、以下の措置の全部または一部を勧告 *recommander* することができる。

1号 租税 *fiscales*, 準租税 *parafiscales*, または社会保障機関に対するものを除き、債務弁済の猶予または再分割をなすこと。ただし猶予または分割の期間は5年あるいは現在の借入れの残存期間の半分以上を超えることはできない。; 期限の利益喪失がある場合、猶予または再分割の期間は利益喪失前に残存していた期間の半分まで付与することができる。

2号 弁済をまず元本に充当すること。

3号 猶予あるいは再分割の期間中、法定利率を下回る割引利率による利息が生じることを特別の理由を付した決定により、かつ債務者の状況が必要とする場合に、命じること。

4号 債務者の主たる住居について、その取得に必要な金員を出した金融機関の有する登録がなされているものの強制売却の場合、特別の理由を付した決定により、売却後も金融機関に対して残る不動産貸付の残存額を、前号までに規定したように計算された分割をともなった弁済が債務者の収入および負担と両立する割合まで、割り引くことができる。この条項は、不動産差押を回避するための随意売却で、その目的および方法が債務者と金融機関との共同合意により定められた場合にも適用される。いずれの場合も、本号は売却から一年以内でなければ援用できない。ただしこの期間中に L.331-1条所定の委員会が係属していない場合は除く。

(2) 委員会は、債務者が債務弁済を容易にし、または保証するための行為の実行をこれらの措置の条件とする旨勧告することができる。また、支払不能を悪化させる行為を控えることを条件とする旨勧告することができる。

(3) 本条適用について委員会は、債権者のそれぞれが契約締結時に債務者の負

債状況について持ちえた認識を考慮する。

- (4) 本条の規定は扶養債務に適用しない。
- (5) 第1項の適用を求めた債務者の請求は、時効および出訴期間を中断させる。

[新設：ただし、旧L.331-6条2項、旧L.332-5条、旧L.332-6条、旧L.332-7条]

D.20条(1) 更生計画協定への同意調達が不可能であることを確認した場合、委員会はその旨の通知を債務者と債権者に送る。

- (2) その通知には通知送達から15日以内に勧告申立が可能なことを記載する。
- (3) 強制執行仮停止が命じられている場合、前項の期間中その効果が続き、あるいはL.331-7条の申立をした場合に裁判官が判断を下すまで続くことを前項の通知に記載する。

D.21条(1) 勧告申立は債務者が署名した申告書を委員会事務局に提出する。

- (2) 委員会は債権者に申立を通知する。

D.22条(1) 委員会は当事者の見解を聴取した後2ヶ月以内に意見を出す。L.331-7条3号および4号の適用には特別の理由を付ける。

- (2) 委員会の意見は受領通知請求付書留郵便にて当事者に送達される。これにはL.332-2条1項の文言を記載する。

#### Art.L.331-8【手続外債権者への対抗不能】

L.331-7条の適用により勧告され、L.332-1条またはL.332-2条の適用により執行力を付与された措置は、債務者が記載せず、委員会により通知がなされなかった債権者に対しては対抗されない。

[新設]

#### Art.L.331-9【強制執行不能】

L.331-7条の適用により勧告され、L.332-1条またはL.332-2条の適用により執行力を付与された措置が対抗される債権者は、この措置の執行期間中債務者の財産に対して執行手続を行うことができない。

[新設]

**Art.L.331-10【補佐の自由】**

当事者は、自ら選択したあらゆる者により委員会の前で補佐を受けることができる。

[旧 L.331-9条]

D.12条 委員会の審尋と補佐可能 (Art.L.331-4参照)

**Art.L.331-11【守秘義務】**

委員会の委員、ならびにその作業に携わったり過重債務状態処理に呼び出された者はすべて、本章の手続の中で知った情報を第三者に漏らしてはならず、刑法典226-13条所定の制裁が適用される。

[旧 L.331-10条]

**第2章 過重債務委員会による勧告措置についての裁判官のコントロール**

Du contrôle par le juge des mesures recommandées par la commission de surendettement

**Art.L.332-1【執行力付与】**

執行裁判官は、L.332-2条1項に定められた異議が係属しなかった場合、L.331-7条の適用により委員会が勧告した措置に対して、その適法性 régularité について審査したのち、執行力を付与する conférer force exécutoire。

[新設]

D.23条(1) 委員会は意見を下した後15日以内に、執行力付与のため、勧告措置を執行裁判官に送付する。

(2) 裁判官に対しては、本デクレ20条および21条の通信文ならびに債務者の申立書を添付する。

D.24条(1) 執行裁判官は送付された資料に基づき、勧告内容及び手続の適法性を確認する。

(2) 裁判官は勧告の内容を補充・変更することは出来ない。

D.25条(1) 裁判官は L.332-2条の異議が提起されない限り、命令を下す。

(2) 執行力を付与する場合はその旨付記する。

- (3) 裁判所書記は命令の執行謄本を記録とともに委員会に送付し、委員会はこれを各当事者に送達する。
- (4) 勧告が不適法または手続が違法の場合、裁判官は委員会に命令謄本を送り、上記22条の手続をとらせる。；書記は当事者に通常郵便で通知する。
- (5) 裁判官の決定に対しては控訴禁止。

#### Art.L.332-2【異議、公告、債権調査、情報請求権限】

- (1) 当事者は、L.331-7条の適用により委員会が勧告した措置に対して、その送達となされたときから15日以内に、執行裁判官の下に異議を述べることができる。
- (2) 裁判官は判決する前に、当事者の請求に基づき、前項所定の〔勧告〕措置の一つまたは複数の執行を仮に命じることができる。
- (3) 裁判官は債権者に対する公告を公示させることができる。
- (4) 裁判官は職権にても、債権名義の効力および額ならびに債務者がL.331-2条の定める状態にあることを確認する。
- (5) 裁判官はまた、有用と認めるあらゆる証拠調べを命じることができる。その費用は国庫の負担とする。
- (6) 反対の規定に関わらず、裁判官は、債務者の状況およびその発展可能性を評価可能にするあらゆる情報を伝達させることができる。

[新設、ただし旧 L.332-2条 2項 3項]

D.26条(1) 不服申立は執行裁判官の書記に提出する。

(2) 不服申立の記載事項と添付書類。

(3) 委員会への記録請求。

D.27条 L.332-2条第2項による勧告の仮執行請求は執行裁判官書記に提出する。

D.28条(1) 仮執行請求は当事者の意見を聞いた上で決定する。決定は書記が当事者に送達する。

(2) 仮執行は、それが明らかに行きすぎた結果 *conséquences manifestement excessives* をもたらすときには控訴院院長がレフェレにより停止することができる。この請求は前条の送達から15日以内に限り請求できる。

D.29条(1) 債権者への公告は書記が11条の方式によって行う。

(2) 公告費用の分担に合意が出来ない場合は執行裁判官が終審として決定する。

D.30条(1) 当事者の弁論期日への召喚。

(2) 民事執行手続法適用デクレ13条及び14条の適用。

### Art.L.332-3 【異議に対する裁判と更生措置】

L.332-2条に定める異議について判決する裁判官は、L.331-7条所定の権限を有する。

[新設]

D.31条(1) 異議に対する判決は当然に仮の執行力を有する。

(2) 判決は各当事者に受領通知請求付書留郵便で送達される。

(3) この判決に対しては控訴可。

D.32条(1) 当事者は自ら防御し、あるいは補佐または代理をなさしめることができる。

(2) 控訴および破毀申立は、新民訴法典931条から949条、983条から995条の手続に従い、代理強制は伴わない。

## 第3章 共通規定 Dispositions communes

### Art.L.333-1 【社会保障債権の免除】

社会保障・保護機関の債権はコンセイユ・デタのデクレに定める条件で免除の対象となりうる。

[旧 L.333-1条]

### Art.L.333-2 【失権事由】

以下の者は本編の適用について失権する。

1号 故意に虚偽の申告をなし、または不正確な文書を提出し、もって過重債務状態処理手続を享受しようとした者。

2号 同様の目的で財産の全部または一部を逸出ないし隠匿し、もしくはしようとした者。

3号 債権者、委員会または裁判官の同意なくして、過重債務状態処理手続

の進行中または計画もしくはL.331-7条の措置の執行期間中に、新たな借入に署名して負債を増大させ、または財産処分行為を行った者。

[旧 L.333-2条]

**Art.L.333-3【企業更生対象者の除外、アルザス・ロレーヌ特則】**

- (1) 本編の規定は、債務者が企業の困難についての予防と和解的整理に関する1984年3月1日法律84-148号、農業経営を経済・社会条件に適合させるための1988年12月30日法律88-1202号、企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日法律85-98号に基づく手続の適用を受ける場合、適用しない。
- (2) 同じ[本編の]規定はオーラン、バラン、モーゼル県にフランス商事法を導入する1924年6月1日法律22条、23条、24条の適用を妨げない。

[旧 L.333-3条]

**Art.L.333-3-1【在外フランス人への適用】**

- (1) 本編の規定は過重債務状態にあるフランス国籍の債務者でフランス国外に居住し、フランスにおいて設立された債権者に対して業務外の債務を負う者にも適用する。
- (2) 債務者は、債権者の一人が事業所を有する地の過重債務委員会に、この目的で申し立てることができる。

[新設]

**Art.L.333-4【支払事故データベース】**

- (1) 自然人が業務以外の必要のため供与された金融に関して、その支払事故に関する情報を収集する全国ファイル *fichier national* を設けるものとする。このファイルは、フランス銀行が管理する。このファイルはコンピューター、ファイルおよび自由に関する1978年1月6日法律78-17号の規定の適用を受ける。
- (2) 金融機関の活動および規制に関する1984年1月24日法律84-46号に定められた金融機関ならびに郵便局の金融部門は、前項所定の事故につきフランス

銀行に申告しなければならない。

- (3) 第1項所定のファイルは、本巻第3編に定められた合意に基づく措置または裁判に基づく措置についても収集する。これらはL.331-1条所定の委員会または小審裁判所書記によってフランス銀行に伝達される。
- (4) 前項に定められた情報の集中は、フランス銀行のみがこれを行う。  
第2項に規定された機関を代表する業界組織または中央機関は、支払事故を収集するファイルを保持することのみが許される。
- (5) フランス銀行は、ファイルにある記名情報を金融機関および上記の金融部門に配布するために、職業上の守秘義務を免除される。
- (6) フランス銀行、金融機関および郵便局金融部門は、前掲1978年1月6日法律78-17号35条に基づいてアクセス権を行使している関係者に対してであっても、いかなる形態のコピーも交付することは許されず、同法43条および44条の制裁が適用される。

[旧 L.333-4条]

#### Art.L.333-5【登録、修正、利用の規則】

コンピューターと自由に関する全国委員会および前掲1984年1月24日法律84-46号59条により設けられた諮問委員会の意見を得て、銀行規制委員会 *comité de la réglementation bancaire* 規則により、特に情報の修正、登録、保存および諮問に関する方法が定められる。

[旧 L.333-5条]

#### Art.L.333-6【海外県の実施機関】

海外県において、本条によりフランス銀行に割り当てられた権限は、海外県発券機関 *institut d'émission* が行使する。

[旧 L.333-6条]

#### Art.L.333-7【経過規定】

- (1) L.333-1条, L.333-3条ないし L.333-6条, および L.333-8条の各規定は1990年1月2日現在において進行中の契約に適用される。
- (2) 本編のその他の規定は, 裁判組織および民事, 刑事, 行政の各訴訟に関する1995年2月8日法律95-125号33条IIに定められた施行日において進行中の手続に直ちに適用される。

D.33条—刑事訴訟法典 R.93条の補充

D.34条—旧テクレの廃止

D.34条—関係省庁の施行義務等